

適正な通学手段の確保について

小学校の統廃合により、校区範囲（通学区域）が広くなるとともに、新たな通学路の指定が必要になります。また、通学区域の拡大に伴う安全な通学方法の確保は、学校統廃合を進めるうえでの最も基本的な前提条件となることから、通学に係る概ねの基準を定めることが必要です。

国は、通学距離を小学校は概ね4 km 以内、中学校は概ね6 km 以内と定めています（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令。審議会資料2の6ページ参照）が、児童の発達段階、通学の安全確保などを総合的に勘案して適切なあり方を検討しなければなりません。

魚津市では、国の基準を踏まえつつ、距離だけでなく、安全、地理的な事情や降雪などの気候の観点からもスクールバス導入について検討する必要があります。

一方で、スクールバスによる通学になると、歩く時間が短くなることにより体力が低下するのではないかとの懸念があるほか、スクールバスからの登校直後に学校活動に円滑に入るための心身の切り替えにも留意が必要といわれています。

こうしたことから、魚津市では小学校の統廃合に関し、概ね3 km 以内については原則徒歩による通学とし、これ以上の通学距離になる地区からの通学については、市民バス等の地域交通インフラの活用も視野に入れながらスクールバスの導入について、検討していくこととします。

なお、通学距離が3 km に満たない場合であっても、通学路の安全確保や地理的な観点からスクールバスの必要性が非常に高いと考えられる場合は、その導入について検討することとします。